

(別表 1)

狩猟免許等取得支援補助金の補助対象経費等

補 助 内 容	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 条 件	補 助 金 額	補 助 対 象 外	備 考
狩猟免許等取得支援	1 狩猟免許取得関連経費	①（注１）補助金の交付対象期間内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第３９条に定める狩猟免許（第一種に限る）及び鉄砲刀剣類所持等取締法第４条に定める猟銃の所持許可の両方を新規に取得したもの。 ②過去に狩猟免許や鉄砲の所持許可を取得していた者が一度止め、（注１）補助金の交付対象期間に再度狩猟免許や猟銃の所持許可を取得する場合も、補助対象とする。ただし、対象は狩猟免許（第一種に限る）を取得した経費に限る。 ③過去に狩猟免許等取得支援補助金の交付を受けた者を除く。）	上限５万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	（注１）補助金の交付対象期間外に支払った経費 ※ 住所を有する自治体に補助制度がある交付対象者で、当該自治体の補助額の確定に時間を要し申請期限に間に合わない場合は、翌年度の補助対象条件を満たす場合に限り、翌年度の申請も可とする。	(注２)提出不要な根拠書類 ・ 狩猟免許試験事前講習会受講料 ・ 狩猟免許試験申請手数料 ・ 狩猟者登録手数料 ・ 狩猟税 ・ 各猟友会費 ・ ハンター保険料
	・ 狩猟免許事前講習会受講料				
	・ 狩猟免許試験申請手数料				
	・ 医師の診断書料				
	2 銃砲所持許可取得関連経費				
	・ 猟銃等講習会手数料				
	・ 射撃教習資格認定申請手数料				
	・ 戸籍抄本手数料				
	・ 身分証明書手数料				
	・ 住民票手数料				
	・ 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料				
	・ 医師の診断書料				
	・ 写真代				
	・ 射撃教習費				
	・ 射撃教習用実包購入費				
	・ 猟銃所持許可申請手数料				
	3 狩猟者登録等関連経費				
	・ 狩猟者登録手数料				
	・ 狩猟税				
	・ 各猟友会費				
	・ ハンター保険料				
散弾銃等購入支援	・ 散弾銃	①（注１）補助金の交付対象期間内に初めて散弾銃を所持したもの。	上限１０万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	①（注１）補助金の交付対象期間外に支払った経費 ②更新又は複数の散弾銃所持を目的とした購入 ③銃砲店以外から購入した場合 （例：個人から個人への売買やネットオークション等）	令和7年2月28日以前に取得したハーフライフルについては、本補助金において散弾銃として扱う。
	・ ガンロッカー	②銃砲店から購入したものに限る。			
	・ 装弾ロッカー	③過去に散弾銃を所持していた者が一度廃銃し、（注１）補助金の交付対象期間内に再度散弾銃を所持する場合も、補助対象とする。（過去に 散弾銃等購入支援補助金の交付を受けた者を除く。）			
	・ 洗い矢				
	・ 潤滑油				
	・ 銃カバー、銃ケース				
	・ スリング				
	・ 弾帯				
ライフル銃等購入支援	・ ライフル銃(※装薬銃に限る)	①（注１）補助金の交付対象期間内に初めてライフル銃を所持したもの。	上限１５万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	①（注１）補助金の交付対象期間外に支払った経費 ②更新又は複数のライフル銃所持を目的とした購入 ③銃砲店以外から購入した場合 （例：個人から個人への売買やネットオークション等）	令和7年2月28日以前に取得したハーフライフルについては、本補助金において散弾銃として扱う。
	・ ガンロッカー	②銃砲店から購入したものに限る。			
	・ 装弾ロッカー	③過去にライフル銃を所持していた者が一度廃銃し、（注１）補助金の交付対象期間内に再度ライフル銃を所持する場合も、補助対象とする。（過去に ライフル銃等購入支援補助金の交付を受けた者を除く。）			
	・ 洗い矢				
	・ 潤滑油				
	・ 銃カバー、銃ケース				
	・ スリング				
	・ 弾帯				

（注１）補助金の交付対象期間 令和6年2月16日から令和7年11月30日まで
（注２）これらの経費については、別途確認できるため。